

鹿屋労働基準監督署発表
令和8年3月11日（水）

令和8年3月11日

【照会先】

鹿屋労働基準監督署

署長 上村 一高

○監督課長 横峯 健二郎

（電話）0994-43-3385

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ドラグ・ショベルの稼働範囲内への立入禁止措置を行わなかった疑い～

鹿屋労働基準監督署（署長 上村 一高）は、本日、有限会社倉建設^{くらけんせつ}及び現場管理者Aを、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁鹿屋支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年8月1日、肝属郡肝付町の土木工事現場において、誘導者を配置せずにドラグ・ショベルによる作業を行わせる際、同箇所に労働者が立ち入ることを禁止する旨の表示等を行っていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社倉建設

所在地：鹿児島県肝属郡肝付町

事業内容：建設業

(2) 現場管理者A

2 違反条文

被疑者有限会社倉建設及び被疑者現場管理者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第158条第1項（接触の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（罰則）

3 災害の概要

令和7年8月1日、肝属郡肝付町の土木工事現場で現場管理者Aがドラグ・ショベルを使って斜面上方に捨石を仮置きしたが、当該捨石が滑り落ちてきたため、直撃を避けようと旋回させたところ、付近にいた被災者Bがドラグ・ショベルのバケットと堤との間に挟まれ、その後死亡に至った労働災害が発生したものです。

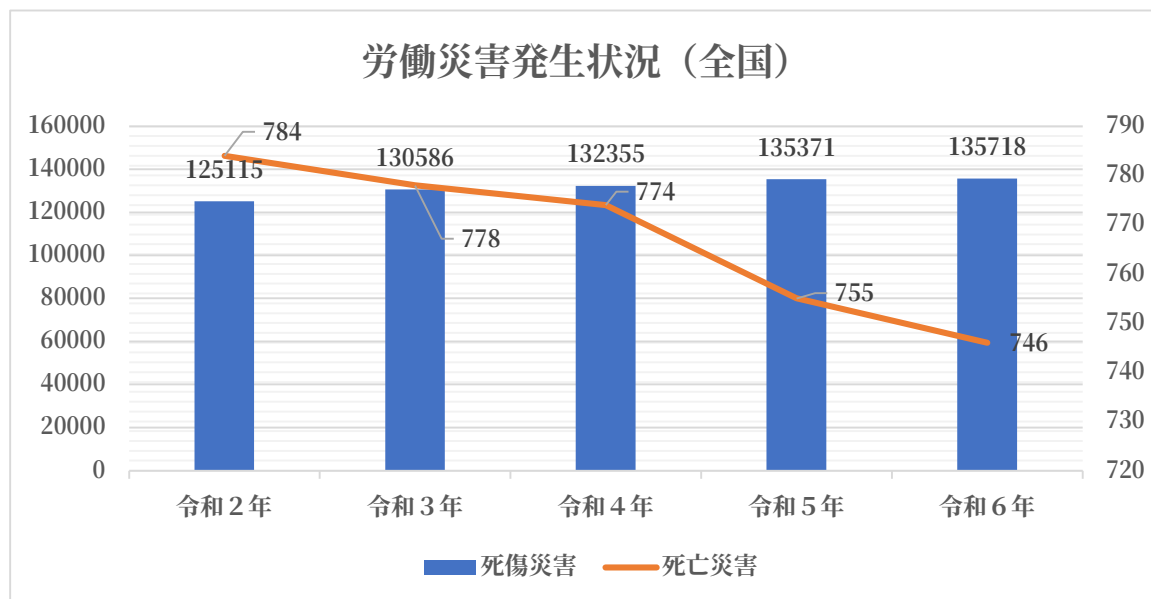
4 被疑内容

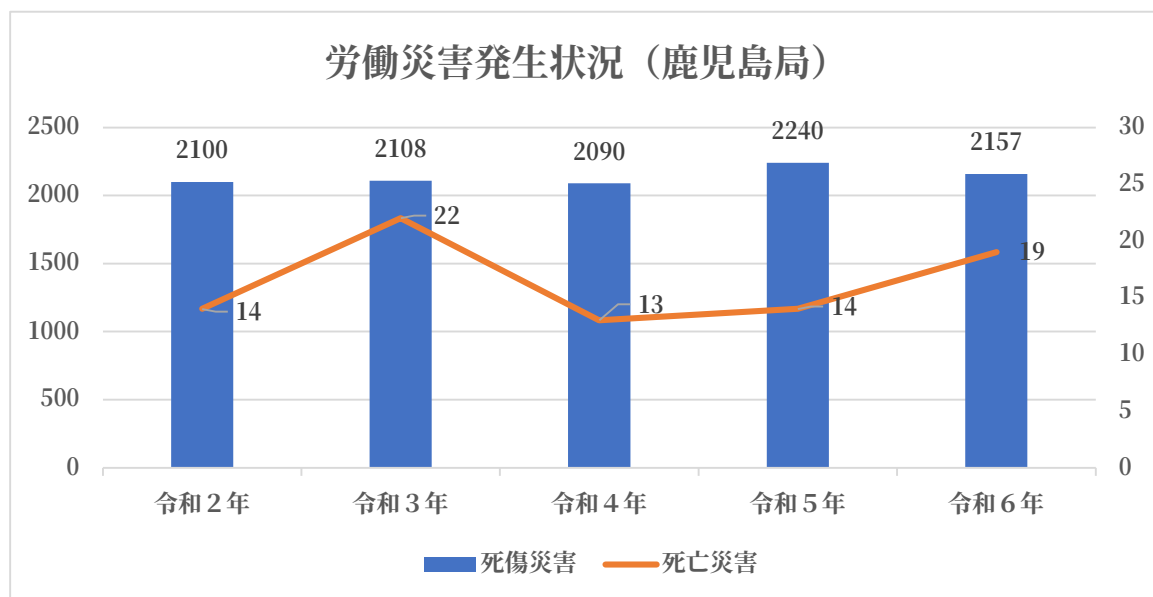
労働安全衛生法では、車両系建設機械（※）を用いて作業を行う場合、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に、作業に従事する者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示するなどして禁止する、又は、誘導者を配置してその者に誘導させることと定めていますが、災害発生当時、運転中の車両系建設機械の稼働範囲に立ち入ることを禁止する旨の表示等はなく、誘導者も配置されていなかった疑いがあるものです。

※労働安全衛生法施行令の別表第7に掲げる建設機械で、「動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる建設機械」をいい、その中の掘削用機械として、ドラグ・ショベルが該当する。

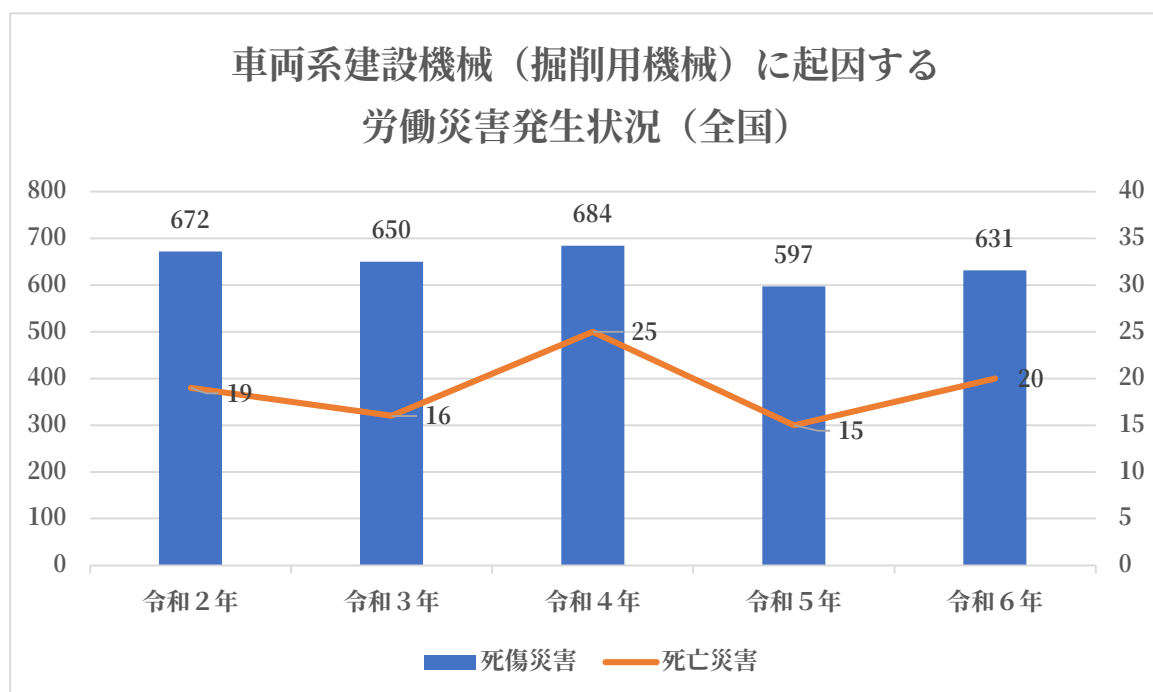
5 参考事項

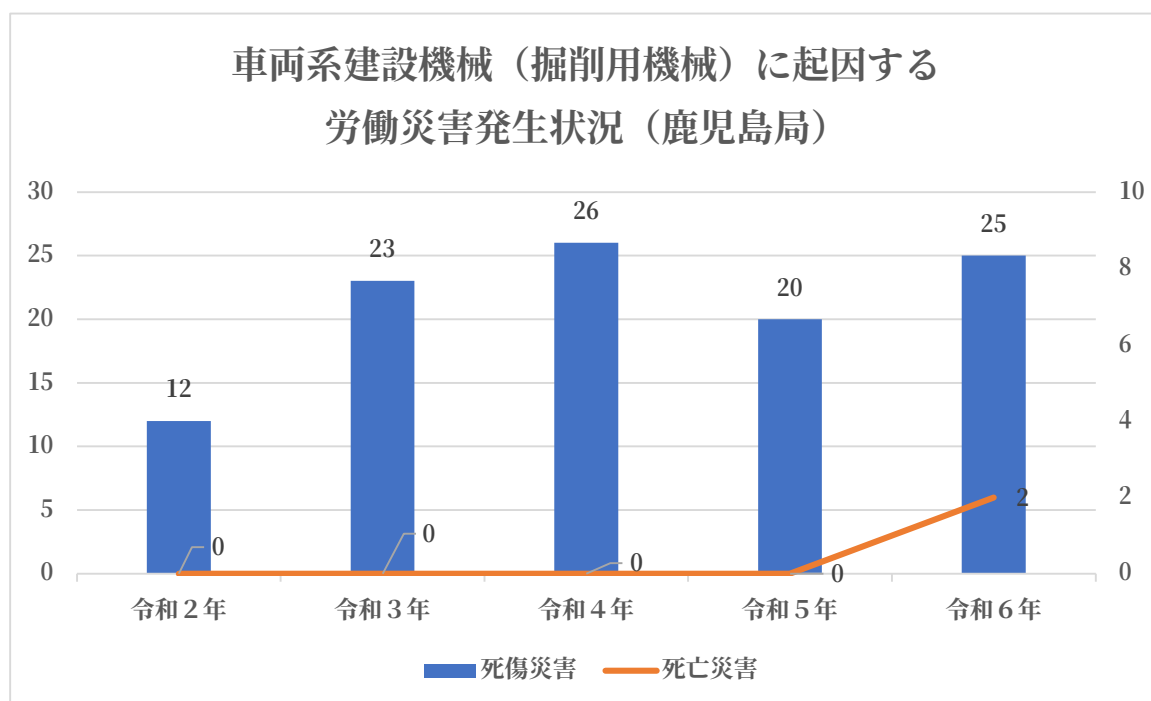
(1) 労働災害発生状況





(2) 車両系建設機械（掘削用機械）に起因する労働災害発生状況





(3) 取組方針

車両系建設機械（掘削用機械）に起因する労働災害は、死亡又は重篤な災害につながりやすいことから、鹿屋労働基準監督署では、運転中の車両系建設機械の可動範囲内への立ち入ることを禁止する旨の表示等を行うこと、又は、誘導者を配置して誘導を行わせることなどの徹底を図るべく、引き続き、車両系建設機械による作業が行われている建設工事現場等への立入調査を行ってまいります。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第2号～第3号 略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第二十条から第二十五条まで、（中略）の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（中略）、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第九十四条の二 （本文 略）

- 一 （略）
- 二 （前略）車両系建設機械(令別表第七に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)（後略）

第一百五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

（第2項省略）

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

別表第七 建設機械（第十条、第十三条、第二十条関係）

（第1号 略）

二 掘削用機械

1 （略）

2 ドラグ・シヨベル

（以下略）